

平28福個答申第10号
平成29年1月16日

福岡市教育委員会 様
(教育支援部健康教育課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する
審査請求について (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成27年5月13日付け教健第168号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第94号

「保有個人情報」が、訂正決定以前に訂正されなかった根拠となる文書の非開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「保有個人情報」が、訂正決定以前に訂正されなかった根拠となる文書に記載された個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成27年3月26日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 平成27年3月17日、審査請求人は、実施機関に対し、平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「平成○年○月○日付教健第1240号保有個人情報訂正決定通知書（※）について

この保有個人情報が、平成○年○月○日以前には訂正されなかった根拠となる文書（この保有個人情報については、これより前に再三再四、口頭で異議の申立てを行っていたため）」

（※）平成○年○月○日、審査請求人は、審査請求人の子に係る「学校給食人員変更届」の備考欄中の「不登校」という記述について、不登校の事実はなく、不登校の要件も満たしていないことを理由に、訂正請求を行った。

平成○年○月○日、実施機関は、審査請求人の子は文部科学省が定義する「不登校」には該当しないため、「不登校」との記述を「○月○日から登校していないため」に訂正する旨の訂正決定を行った。

- ② 平成27年3月26日、実施機関は、本件個人情報を保有していないことを理由として、条例第24条第2項の規定により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ③ 平成27年4月12日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書によると、本件処分に関して、おおむね

次のように主張している。

- ① 「文部科学省が定義している『不登校』には該当しないため」という保有個人情報訂正の理由は、この訂正請求が提出される前までは完全否定していたため、記載以外のその他の理由によるものと考えられる。
- ② 文部科学省が提言している「長期欠席・不登校」に係る基本的な対応を、学校長及び担任は全く行わなかった説明が言及されていないことに、大きな疑問を感じざるを得ない。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年11月16日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 文部科学省が実施する調査（以下「文科省調査」という。）では、「不登校児童生徒」を何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義している。
- ② 文科省調査では、「不登校」について上記のように定義しているが、実施機関は、「学校給食人員変更届」の備考欄に、審査請求人の子の欠席が続き登校していない事情について、一般的な表現として簡潔に「不登校」と記載することは、明らかに誤った表現とは言えず、許容されるものと考えていたため、審査請求人からの口頭による申出に対し、「不登校」という記載の訂正は行わなかったものである。
- ③ しかしながら、実施機関は、本件訂正請求を受け、審査請求人の意向を尊重して検討した結果、学校長が変更届を提出した時点では、審査請求人の子が欠席している状態は、文科省調査で用いられる「不登校」の要件をそのまま満たすものではなく、福岡市教育委員会の文書において「不登校」という表現を用いることは、文科省調査の定義と同義であるという誤解が生じるおそれもあると判断したため、事実をそのまま表現した「〇月〇日から登校していないため」と訂正したものである。
- ④ 以上のような本件訂正決定に至る過程において、変更届の備考欄の「不登校」という記載を訂正しないという意思決定を行う文書は特に作成していないのであるから、審査請求人が開示を求める個人情報が記載された本件対象文書は存在せず、当該個人情報を保有していないことから、実施機関において本件処分を行ったものである。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 個人情報の開示請求の対象について

個人情報の開示請求の対象となるのは、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報である（条例第18条第1項）。また、未成年者の法定代理人等は、本人に代わって条例第18条第1項の規定による開示請求をすることができる（条例第18条第2項）。保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限られる（条例第2条第3号）。

(2) 公文書について

公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（情報公開条例第2条第2号）。

(3) 本件個人情報について

本件個人情報は、「保有個人情報が、訂正決定以前に訂正されなかった根拠となる文書に記載された個人情報」である。

実施機関は、本件個人情報を保有していないことを理由に本件処分を行っているため、当審議会では、本件個人情報の存否について検討する。

(4) 本件個人情報の存否について

① 審査請求人は、実施機関に対し、訂正決定以前に「再三再四、口頭で異議の申立てを行っていた」と主張していることから、当審議会が実施機関に対し、審査請求人からの口頭での異議の申立てがあったかどうか確認したところ、平成〇年〇月〇日の審査請求人との電話において、「不登校の記載についても回答がない。」との苦情の申出1件があったとのことであった。

しかしながら、当該苦情の申出を受けて、実施機関が「学校給食人員変更届」の備考欄中の「不登校」という記載を訂正しなかった根拠となる文書が存在することを確認することはできず、また当該文書を作成しなければならないとする規定を確認することはできなかった。

② よって、実施機関が本件個人情報を保有しているとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成27年5月13日	実施機関から諮問

平成27年7月2日	実施機関から弁明意見書を受理
平成27年9月11日	審査請求人から反論意見書を受理
平成28年10月26日（第174回審査請求部会）	審議
平成28年11月16日（第175回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成28年12月21日（第176回審査請求部会）	審議